

ひとり親世帯家賃補助（再申請） 対象要件チェックシート

申請前に、下記の補助対象要件を全て満たしているか確認してください。

確認欄	対象要件
①ひとり親世帯であることの要件	
<input type="checkbox"/>	★離婚、死別、生死不明、DV被害、非婚により、現在ひとり親世帯であること。
<input type="checkbox"/>	★18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもと同居していること。
②収入の要件	
<input type="checkbox"/>	★補助を申請される方及び同居しようとする方全員の所得を合算した金額（政令月収）が15万8千円以下であること。 ※政令月収15万8千円を超過している場合でも、離職などで現在収入がなく困窮している場合は、ご相談ください。
⑥住宅扶助及び生活困窮者住居確保給付金の要件	
<input type="checkbox"/>	★生活保護法による住宅扶助及び生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金を受けていないこと。
⑦その他の要件	
<input type="checkbox"/>	★過去に下記3点のいずれかに該当したことがあること。 <ul style="list-style-type: none">・所得が政令月収を超えた為に、継続の交付申請が却下された・生活保護の住宅扶助 受給開始により、家賃補助の交付が取消になった・住居確保給付金の受給開始により、家賃補助の交付が取消になった
<input type="checkbox"/>	★申請日において、 <u>補助期間満了</u> の1ヶ月以上前であること。 ※補助期間とは 最初に補助の交付を受けた月から最長6年間（2025年3月31日までに家賃債務保証料補助を受けた場合はその分の補助期間を差し引いた期間）但し、それよりも早く同居の一番下のお子様が18歳に達する場合は、18歳になった日以後の最初の3月31日まで。
<input type="checkbox"/>	★過去に再申請によりひとり親世帯家賃補助の交付を受けたことがないこと ※再交付は補助期間のうち1度きりです。2度目の再申請はできません。
<input type="checkbox"/>	★兵庫県又は神戸市から同様の家賃補助を受けていないこと。
<input type="checkbox"/>	★申請世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。

★必要書類一覧

再申請をする前に、次の書類がそろっていることを確認してください。

確認欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	<p>世帯全員の住民票の写し</p> <p>*3か月以内かつ最新のもので、マイナンバーが記載されていないもの *入居しようとする世帯全員分の続柄の記載が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>世帯全員の所得が分かる書類</p> <p><u>*18歳以上の方、18歳未満で所得のある方は、すべて所得証明が必要です。</u></p> <p>所得の有無にかかわらず、以下のいずれかを提出してください。(源泉徴収票は不可)</p> <ul style="list-style-type: none">・市民税・県民税所得(課税・非課税)証明書の写し・市民税・県民税特別徴収税額の通知書の写し・市民税・県民税納税通知書の写し <p>2026年5月までに申請する場合 【2025年度(令和7年度)分の証明 (2024年1月~12月の所得)】</p> <p>2026年6月以降に申請する場合 【2026年度(令和8年度)分の証明 (2025年1月~12月の所得)】</p> <p>が必要です。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>振込先の口座情報の写し(通帳・キャッシュカードWEB画面の写しなど)</p> <p>金融機関名、口座種別、支店名、口座番号、口座名義が分かるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・銀行通帳の場合:通帳1ページ目の口座情報のページ・インターネットバンキングの場合:WEB通帳の口座番号連絡書や口座情報照会画面等
<input type="checkbox"/>	<p>【該当者のみ】生活保護法による住宅扶助が打ち切りとなったことが分かる書類</p>
<input type="checkbox"/>	<p>【該当者のみ】生活困窮者住居確保給付金が終了したことが分かる書類</p>